

30川こ保第2061号
平成31年3月19日

病児保育事業 設置者 様
病後児保育事業 設置者 様

川崎市こども未来局
子育て推進部保育課長

病児・病後児保育の利用料金減免の実施について（依頼）

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市の病児・病後児保育事業に御理解・御協力いただきありがとうございます。

さて、平成31年4月から、ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて、新たな支援施策を実施することとなり、ひとり親家庭である児童扶養手当受給世帯が病児・病後児保育を利用した場合の利用料金について、次のとおり変更となりますので、よろしくお願いたします。

【変更前】

1日あたりの利用料金(昼食・おやつ代含む)

被保護世帯	市民税非課税世帯	その他世帯
400円	1,000円	2,900円

【変更後】

1日あたりの利用料金(昼食・おやつ代含む)

被保護世帯	市民税非課税世帯	その他世帯	児童扶養手当受給世帯
400円	1,000円	2,900円	1,000円

※児童扶養手当受給世帯の利用にあたっては、「児童扶養手当証書」にて対象世帯に該当するかどうか確認をお願いします。

※生活保護を受けている世帯の利用料は400円と変更はございません。

従来どおり、「被保護証明書」にて対象世帯に該当するかどうか確認してください。

保育支援係 担当
電話 200-3128